

○立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程

令和3年3月26日  
選管告示第14号

立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程を次のように定める。

立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年立山町条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しに、選挙運動用ビラの作成にあっては当該ビラの仕様が記載された書面を、選挙運動用ポスターの作成にあっては当該ポスターの仕様が記載された書面を添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。

2 前項の規定による届出書は、選挙運動用自動車使用契約届出書(様式第1号)、選挙運動用ビラ作成契約届出書(様式第2号)又は選挙運動用ポスター作成契約届出書(様式第3号)に準じて作成しなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第3条 候補者(前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第4号)、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(様式第5号)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(様式第6号)に準じて作成し、立山町選挙管理委員会に対して提出しなければならない。

2 条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認は、選挙運動用

自動車燃料代確認書(様式第7号)、選挙運動用ビラ作成枚数確認書(様式第8号)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認書(様式第9号)に準じて行わなければならない。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第2項の確認を受けた場合には、直ちに、同項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)、条例第7条に規定する有償契約を締結した選挙運動用ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)又は条例第10条に規定する有償契約を締結した選挙運動用ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(燃料供給業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第5条 候補者は、使用又は作成の実績に基づき、選挙運動用自動車使用証明書(様式第10号から様式第12号まで)、選挙運動用ビラ作成証明書(様式第13号)又は選挙運動用ポスター作成証明書(様式第14号)に準じて作成し、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの(以下「給油伝票」という。)の写し

ア 燃料の供給を受けた日付

イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字

ウ 燃料供給量

エ 燃料供給金額

(2) 次に掲げる事項が記載された書面(以下「車両運行日誌」という。)

- ア 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の運行した日付  
イ 運行した日ごとの道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条第1項第17号に規定する走行距離計の数値
- 3 第1項の場合において、ビラ作成業者に同項の選挙運動用ビラ作成証明書を提出するときは、次に掲げる事項が記載された書面で、ビラ作成業者から納品の際に受領したもの(以下「納品書等」という。)の写しを添付しなければならない。
- (1) ビラ納品年月日
  - (2) ビラ納品枚数
  - (3) ビラ作成金額
- 4 前項の規定は、第1項の場合において、ポスター作成業者に同項の選挙運動用ポスター作成証明書を提出する場合に準用する。  
(請求書の提出)  
第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条に規定する請求は、請求書(様式第15号、様式第16号又は様式第17号)に準じて作成し、前条第1項の選挙運動用自動車証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書(燃料供給業者にあっては当該証明書のほかに、第3条第2項の選挙運動用自動車燃料代確認書並びに前条第2項に規定する給油伝票の写し及び車両運行日誌、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあっては当該選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書のほかに第3条第2項の選挙運動用ビラ作成枚数確認書又は選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び前条第3項に規定する納品書等の写し)を添えて、町長に提出しなければならない。  
(その他)  
第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。  
**附 則**  
この告示は、公表の日から施行する。  
**附 則(令和7年選挙管理委員会告示第1号)**  
この告示は、公表の日から施行する。  
**附 則(令和7年選挙管理委員会告示第34号)**  
この告示は、公表の日から施行する。